

瑞穂町行政評価委員会第42回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

審査事項（2件）

| 番号 | 担当課 | 補助金等名称 | 資料 |
|-------|-------------------|-----------------------|----|
| 7審査-2 | 福祉部 子ども家庭センター課 | 産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業 | 1 |
| 7審査-3 | 福祉部 高齢者福祉課 | 瑞穂町高齢者補聴器購入費助成事業 | 2 |

報告事項（7件）

| 番号 | 担当課 | 補助金等名称 | 資料 |
|--------|-------------------|--|----|
| 7報告-4 | 住民部 環境課 | 瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金 | 3 |
| 7報告-5 | 協働推進部 産業経済課 | 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん利子補給 | 4 |
| 7報告-6 | 福祉部 子ども家庭センター課 | RSウイルスワクチン定期予防接種事業 | 5 |
| 7報告-7 | 福祉部 健康課 | 瑞穂町高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業 | 6 |
| 7報告-8 | 福祉部 健康課 | 瑞穂町西多摩在宅安心サポート事業補助金 | 7 |
| 7報告-9 | 都市整備部 都市計画課 | 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金 | 8 |
| 7報告-10 | 企画部 企画政策課 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業 ① 公立学校給食費負担軽減事業補助金 ② 瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業 ③ 食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業 ④ 中小企業者等物価高騰臨時対策事業 ⑤ 農業者物価高騰臨時対策事業 ⑥ 障害者施設等物価高騰緊急対策事業 ⑦ 保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業 ⑧ 地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業 ⑨ 福生病院企業団物価高騰緊急支援金 | 9 |

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

7 審査-2

補助金等の創設に係る審査書

| | | |
|--|--|-----------------------|
| 補助金等名称 | 産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業 | |
| 担当部署 | 福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係 | |
| 担当者名 | 片野 宏 | |
| 助成対象 | <p>(1) 産婦健康診査：産婦（流産及び死産を含む）</p> <p>(2) 1か月児健康診査：乳児の養育者</p> | |
| 規程等 | <p>(1) 産婦健康診査：</p> <p>国：母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>都：とうきょうママパパ応援事業実施要綱</p> <p>町：瑞穂町産婦健康診査実施要綱（改正予定）</p> <p>(2) 1か月児健康診査：</p> <p>国：母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>町：瑞穂町乳児健康診査（1か月児）実施要綱（制定予定）</p> | |
| 事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>妊婦面談時に配布した都内共通の受診券を使用し、都内の指定医療機関等（助産院を含む）で受診した産婦・1か月児健康診査に係る費用を助成します。</p> | |
| | 産婦健康診査 | 1か月児健康診査 |
| 受診対象者 | 原則、産後2か月以内の産婦 | 出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児 |
| 助成金額 | 1回当たり5,000円 | 6,000円 |
| 助成回数 | 2回まで | 1回限り |
| 助成の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>産婦健康診査は、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査を実施することで、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るものです。</p> <p>また、1か月児健康診査は、疾病及び異常を早期に発見し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図るものです。</p> <p>上記健康診査の費用を町が助成することで、出産後から子育て期までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するものです。</p> <p>なお、費用の助成に当たっては、国及び東京都の補助金を活用します。</p> | |
| 助成金額 | <p>【産婦健康診査】</p> <p>1回当たり5,000円 2回まで</p> <p>【1か月児健康診査】</p> <p>6,000円 1回限り</p> | |

補助割合**【産婦健康診査】** 補助率：国 1/2、都 1/4、町 1/4

1回当たり 5,000円 2回まで

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 国 2,500円 | 都 1,250円 | 町 1,250円 |
|-------------|-------------|-------------|

【1か月児健康診査】 補助率：国 1/2、町 1/2

1回限り 6,000円

| | |
|-------------|-------------|
| 国 3,000円 | 町 3,000円 |
|-------------|-------------|

参考：町の予算規模

【産婦健康診査】

(歳入)

国：2,500円×140回(70人×2回) = 350,000円

都：1,250円×140回(70人×2回) = 175,000円

計 525,000円

(歳出)

5,000円×140回(70人×2回) = 700,000円

【1か月児健康診査】

(歳入)

国：3,000円×70回(70人×1回) = 210,000円

(歳出)

6,000円×70回(70人×1回) = 420,000円

実施期間

令和8年度(令和8年10月)から

その他令和8年 3月 町議会令和8年第1回定例会 令和8年度予算案提出
要綱改正・制定

4月 妊婦面談時に都内共通の受診券を配布開始

10月1日 産婦健康診査・1か月児健康診査助成開始

産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査（以下「産婦健康診査」という。）を実施することで、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(対象)

第2条 以下の者を対象とする。

- 1 〇〇区（市町村）長（以下「区（市町村）長」という。）に妊娠届出をし、現在〇〇区（市町村）（以下「区（市町村）」という。）内に居住する産婦
- 2 他の区市町村で母子健康手帳の交付を受け、現在区（市町村）内に居住する産婦で、申し出のあった者
なお、産婦には流産及び死産の場合を含む。

(産婦健康診査の実施医療機関等)

第3条 産婦健康診査の実施に当たっては次のとおりとする。

- 1 産婦健康診査は、次の医療機関等において実施する。
 - (1)公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入しており、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
 - (2)東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）
 - (3)都内で分娩を取り扱う助産所。ただし、公益社団法人東京都助産師会（以下「東京都助産師会」という。）に所属している助産所に限る。
- 2 医療機関等から健康診査への協力又は協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。
 - (1)医師会加入医療機関
健康診査協力承諾書（第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（第1号様式の2）を、所属する地区医師会を経由して区（市町村）長に提出するものとする。
なお、区（市町村）長は、事前に地区医師会等の協力を得るものとする。
 - (2)医師会非加入医療機関
健康診査協力届（第1号様式の3）又は健康診査契約解除届（第1号様式の4）を、区（市町村）長に提出するものとする。

(3) 都内で分娩を取り扱う助産所

健康診査に協力する場合は、東京都助産師会に産婦健康診査業務委託契約の締結に係る権限を委任する。助産所から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都助産師会は、区（市町村）長から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都と産婦健康診査業務委託契約を締結する。助産所が協力を辞退する場合は、当該委託契約の委任解除を東京都助産師会に申し出る。

（実施方法及び内容）

第4条 実施方法及び内容は次のとおりとする。

1 実施方法

(1) 区（市町村）長は、東京都医師会、医師会非加入医療機関並びに都内で分娩を取り扱う助産所で東京都助産師会に委託契約締結に係る権限を委任した助産所（以下「委任助産所」という。）と委託契約を締結し、産婦健康診査を実施する。

なお、東京都助産師会との契約は、区（市町村）長から委託契約締結に係る権限の委任を受けた東京都が行うものとする。

(2) 実施医療機関等は、産婦から提出される「産婦健康診査受診票」第2号様式（甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「産婦健康診査のご案内」を記載する。）（以下「受診票」という。）により健康診査及び検査を実施する。

2 実施医療機関等における受診票の取扱い

実施医療機関等は、第2号様式の受診票（甲乙丙の3枚複写）の所定欄に、健康診査の診察所見、区（市町村）への連絡事項を記入するものとする。甲票は実施医療機関等の控えとして保存する。乙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知票（以下「請求原票」という。）として使用する。丙票は産婦に交付して、診査結果欄を母子健康手帳とともに保管するよう指導する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

3 健康診査の内容

(1) 基本的な診査項目は以下のとおりとし、結果に応じて必要な保健指導を行うものとする。

- ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ウ 体重・血圧測定
- エ 尿検査（蛋白・糖）

(2) 産婦の精神状況に応じて、エジンバラ産後うつ病質問票・赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて客観的なアセスメントを行うとともに、問診（精神疾患の既往歴、服薬歴等）、診察（表情、言動等）なども併せて総合的に評価をし、必要な保健指導を行うものとする。

4 健康診査の回数

対象者1人につき2回以内とする。

5 実施医療機関等と区市町村及び精神科医療機関との連携

実施医療機関等は、産婦健康診査の結果が下記(1)から(5)に該当するなど、早急に支援が必要と判

断した場合は、連絡票（参考様式）等の産婦の状況が分かるものを速やかに産婦の居住する区（市町村）又は精神科医療機関に送付する等、産婦に関する情報共有を行うこととする。なお、本人の同意が得られない場合であっても、児童虐待の防止や対応のために必要と判断した場合は、報告すること。

- (1) エジンバラ産後うつ病質問票の合計が9点以上
- (2) エジンバラ産後うつ病質問票の質問項目10が1点以上
- (3) 赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で、問診等と総合して特に支援が必要と判断される場合
- (4) 精神疾患の既往歴やり患の疑いがある、若年産婦、生活困窮者など医師・助産師等の総合的な評価により継続した支援が必要と判断される場合
- (5) その他、診察等により把握した精神的な状況を総合的に評価し、支援が必要だと判断される場合

（受診票の交付及び再交付）

第5条 区（市町村）長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

1 受診票の交付

産婦が他の道府県から転入した場合は、産婦健康診査受診票交付申請書（第3号様式）を提出させ、既に使用している受診票の枚数等を確認の上、交付する。

2 受診票の再交付

受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、産婦健康診査受診票再交付申請書（第4号様式）を提出させ、再交付することができる。

（転出に伴う受診票の返却）

第6条 産婦が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。

- 2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

（受診票の有効期間）

第7条 原則、出産後2か月以内とする。

（実施医療機関等からの健康診査委託料等の請求）

第8条 実施医療機関等からの健康診査委託料等の請求は次のとおりとする。

1 医師会加入医療機関

- (1) 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査総括票（第5号様式。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。
- (2) 請求原票及び総括表の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊産婦・乳児健康診査請求原票送付書（第6号様式。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

なお、医師会加入医療機関は総括票に、地区医師会は送付書に、別表 2 に定める医師会コードを記入するものとする。

2 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月 10 日までに連合会に提出する。

3 委任助産所

委任助産所は、請求書（参考様式）に委託料の金額を記載の上、産婦の提出した受診票（丙票）を添えて、健康診査を実施した日の翌月 20 日までに受診票を発行した区市町村に対して支払いを請求する。

（区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払）

第 9 条 区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払は次のとおりとする。

1 医師会加入医療機関及び医師会非加入医療機関での実施分

(1) 区（市町村）長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。

(2) 区（市町村）長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。

また、連合会から送付された集計帳簿を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

(3) 区（市町村）長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて当該医療機関に通知する。また、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。

(4) 連合会は、産婦健康診査受診票の住所コードを確認の上、区（市町村）長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。

(5) 区（市町村）長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

2 委任助産所での実施分

区（市町村）長は、委任助産所から請求を受けたときは、内容を審査の上、委任助産所に委託料を支払うものとする。

（事後措置）

第 10 条 区（市町村）長は、連合会又は委任助産所から請求原票を受理したときは、健康診査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する産婦については、適切な措置を講ずるものとする。

（広報活動）

第 11 条 区（市町村）長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関等の関係団体を通じて、区（市町村）民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、受診票の利用開始は令和8年10月1日からとする。
- 2 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 区（市町村）長は、自由診療医療機関から協力の申出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。
 - (2) 自由診療医療機関は、第8条の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査委託料請求書（参考様式）を添えて、翌月10日までに、区（市町村）長に委託料を請求するものとする。
 - (3) 区（市町村）長は、前項の規定による請求を受けたときは、第9条の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

1か月児健康診査実施要綱

(目的)

第1条 早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 都内に居住し、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。

(1か月児健康診査の実施医療機関)

第3条 1か月児健康診査の実施に当たっては次のとおりとする。

1 1か月児健康診査は、次の医療機関等において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入しており、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科又は小児科を掲げる医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
- (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科又は小児科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）

2 医療機関等から健康診査への協力又は協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。

(1) 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書（第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（第1号様式の2）を、所属する地区医師会を経由して区（市町村）長に提出するものとする。

なお、区（市町村）長は、事前に地区医師会等の協力を得るものとする。

(2) 医師会非加入医療機関

健康診査協力届（第1号様式の3）又は健康診査契約解除届（第1号様式の4）を、区（市町村）長に提出するものとする。

(実施方法及び内容)

第4条 実施方法及び内容は次のとおりとする。

1 実施方法

- (1) 区（市町村）長は、東京都医師会及び医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、1か月児健康診査を実施する。
- (2) 実施医療機関は、保護者から提出される「1か月児健康診査受診票」第2号様式（甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「1か月児健康診査のご案内」を記載する。）（以下「受診票」という。）

により健康診査及び検査を実施する。

2 実施医療機関における受診票の取扱い

実施医療機関は、第2号様式の受診票（甲乙丙の3枚複写）の所定欄に、健康診査の診察所見、区（市町村）への連絡事項を記入するものとする。

甲票は実施医療機関の控えとして保存する。乙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知票（以下「請求原票」という。）として使用する。丙票は保護者に交付して、診査結果欄を母子健康手帳とともに保管するよう指導する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

3 健康診査の内容

(1) 基本的な診査項目は以下のとおりとし、結果に応じて必要な保健指導を行うものとする。

ア 身体発育状況

イ 栄養状態

ウ 疾病及び異常の有無

エ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認

オ ビタミンK2投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与

カ 育児上問題となる事項

(2) 診査の実施に当たっては、こども家庭科学研究の研究班により作成された1か月児健康診査マニュアルを参考とすること。

4 健康診査の回数

対象者1人につき1回とする。

5 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、新生児・乳児の保健医療に習熟した医師により実施することとする。なお、担当者を医師とした上で、十分な経験を有し、保健医療に習熟した助産師、看護師と協力して実施することは差し支えない。

6 実施医療機関と区市町村との連携

実施医療機関は、虐待の可能性が疑われる場合や養育困難が予想される場合等、自治体による支援が必要と判断した場合は、連絡票（参考様式）等の乳児の状況が分かるものを速やかに乳児の居住する区（市町村）に送付する等、乳児に関する情報共有を行う。なお、保護者の同意が得られない場合であっても、児童虐待の防止や対応のために必要と判断した場合は、報告すること。

（受診票の交付及び再交付）

第5条 区（市町村）長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

1 受診票の交付

乳児が他の道府県から転入した場合は、1か月児健康診査受診票交付申請書（第3号様式）を提出させ、交付する。

2 受診票の再交付

受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、1か月児健康診査受診票再交付申請書（第4号様式）を提出させ、再交付することができる。

（転出に伴う受診票の返却）

第6条 乳児が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。

2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

（受診票の有効期間）

第7条 原則、生後28日から生後41日までとする（出生日を0日目とする。）。

（実施医療機関からの健康診査委託料等の請求）

第8条 実施医療機関からの健康診査委託料等の請求は次のとおりとする。

1 医師会加入医療機関

(1) 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査総括票（第5号様式。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。

(2) 請求原票及び総括表の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊産婦・乳児健康診査請求原票送付書（第6号様式。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

2 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

（区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払）

第9条 区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払は次のとおりとする。

1 区（市町村）長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。

2 区（市町村）長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。

また、連合会から送付された集計帳簿を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

3 区（市町村）長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて当該医療機関に通知する。また、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。

4 連合会は、1か月児健康診査受診票の住所コードを確認の上、区（市町村）長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。

5 区（市町村）長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

（事後措置）

第 10 条 区（市町村）長は、連合会から請求原票を受理したときは、健康診査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する乳児については、適切な措置を講ずるものとする。

（広報活動）

第 11 条 区（市町村）長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関の関係団体を通じて、区（市町村）民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、受診票の利用開始は令和 8 年 10 月 1 日からとする。
- 2 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 区（市町村）長は、自由診療医療機関から協力の申出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。
 - (2) 自由診療医療機関は、第 8 条の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊産婦・乳児健康診査委託料請求書（参考様式）を添えて、翌月 10 日までに、区（市町村）長に委託料を請求するものとする。
 - (3) 区（市町村）長は、前項の規定による請求を受けたときは、第 9 条の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

様式

7 審査-3

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|---|------------------|
| 補助金等名称 | 瑞穂町高齢者補聴器購入費助成事業 |
| 担当部署 | 福祉部高齢者福祉課高齢者支援係 |
| 担当者名 | 宮崎ゆり恵 |
| 補助対象 次の各号のいずれにも該当する者 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されていること。 (2) 第4条第1項の申請書の提出日（以下「申請日」という。）の年度中に65歳以上であること。 (3) 次に掲げる年度の住民税が非課税であること。 ア 申請日が4月から6月までに属する場合は、当該申請日が属する年度の前年度 イ 申請日が7月から翌年3月までに属する場合は、当該申請日が属する年度 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定による補聴器に係る補装具費の支給を受けられないこと。 (5) 申請日から起算して過去5年以内に、この要綱による助成を受けていないこと。 (6) 耳鼻咽喉科医師による聴力検査を実施し、次のいずれかに該当すること。 ア 補聴器を装用する側のそれぞれの平均聴力レベルが40デシベル以上であること。 イ 補聴器を装用する側のそれぞれの平均聴力レベルが40未満であって、耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用について必要である理由を診断書等に明記していること。 | |
| 規程等 「瑞穂町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱」を新規制定予定 | |
| 事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） <u>(1) 目的</u> 聴力機能の低下により周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが困難な高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、生活支援や社会参加を促し、もって、認知症予防・介護予防につなげることを目的とするものです。なお、この事業は、東京都が実施する「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金」で一部補助を活用します。 | |
| <u>(2) 助成対象となる経費及び補聴器</u> 補聴器の購入に要する費用が対象です。対象となる補聴器は次のいずれにも該当する機器です。（耳鼻咽喉科医師による診察料、検査料、医師の意見書の取得にかかる費用、補聴器の修理、保守、電池交換にかかる費用、附属品のみの購入にかかる費用は助成対象外です。） | |

- ・左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第6項に規定する管理医療機器として認証された補聴器
- ・公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する販売店が販売する補聴器

(3) 申請から助成までの流れ

- ①補聴器購入前に「助成申請書」を町に提出
- ②町が助成対象者であることを確認後、医療機関へ受診。医師意見書の作成、補聴器の見積書を取り寄せ、町に提出
- ③町が審査し、助成決定（却下）通知書を申請者へ送付
- ④申請者が補聴器を購入（支払いは、申請者が一旦全額負担）
- ⑤助成金交付申請書兼請求書及び領収書の写しを町へ提出
- ⑥町が請求書記載の指定口座へ助成金額を振込み

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

補聴器購入費を助成することで、加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと対応への支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげるものです。

補助金額

補聴器の購入に要する費用の実支出額（ただし、上限40,000円）

（例1）補聴器購入費が150,000円の場合

助成額：40,000円

（例2）補聴器購入費が25,000円の場合

助成額：25,000円

※ 令和8年度は、30件の申請を見込んでいます。

補助割合

東京都補助「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金」

①補聴器支給にかかる助成 補助率 1/2

②加齢性難聴に係る普及啓発 補助率10/10

実施期間

令和8年6月を目途に開始予定

今後のスケジュール

令和8年2月 行政評価委員会補助金等審査分科会で審査

3月 令和8年第1回町議会定例会 一般会計予算案提出
要綱制定

6月目途 制度開始予定

様式

7 報告-4

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|---|---|
| 補助金等名称 | 瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金 |
| 担当部署 | 住民部 環境課 環境係 |
| 担当者名 | 渡辺 佳則 |
| 補助対象 | <p>(補助対象団体)</p> <p>第3条 瑞穂町飼い主のいない猫対策事業補助金は、次に掲げる要件を全て満たす団体に対し交付するものとする。</p> <p>(1) 社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターみずほに登録しているボランティア団体又は町内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人であること。</p> <p>(2) この補助金の申請時において、飼い主のいない猫の数を抑制することを目的とした活動を町内で1年以上継続していること。</p> <p>(3) 構成員が5人以上であること。</p> |
| 規程等 | <p>(補則)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則に定めるところによる。</p> |
| 事業概要 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) | <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、飼い主のいない猫を保護し、譲渡等を行う団体に対し当該事業に要する費用の一部を補助することにより、町の区域内(以下「町内」という。)の飼い主のいない猫の数を抑制し、住民の快適な生活環境の保持を図ることを目的とする。</p> |
| 補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) | <p>猫に関する苦情(餌やり、糞尿被害、個人の敷地内で出産、捨て猫)は年々増加しており、出産時期には多くの相談が環境課に寄せられています。</p> <p>猫は、法律で愛護動物となっていて駆除することはできないことから、飼い主のいない猫が人の生活に悪影響を及ぼす場合の対策として、殺処分する以外には、捕獲後に不妊去勢手術を行い、捕獲した地域に放し地域猫として飼養するか、人に馴らして飼い猫として飼養する以外に方法がありません。</p> <p>現在、町では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制する目的で、公益財団法人どうぶつ基金から不妊・去勢手術の無料券の交付を受け、飼い主のいない猫活動のボランティア団体に交付し、飼い主のいない猫が増えないように対策を行っているところですが、飼い猫として譲渡する場合には、捕獲、保護した猫の健康診断や治療に費用が必要となり、ボランティア団体の経済的負担となっています。</p> |

これらのことから、団体に対して経済的な支援策が必要であると考え、東京都が実施している、医療保健政策区市町村包括補助事業の飼い主のいない猫対策事業（補助率1/2）を活用し、町の飼い主のいない猫対策事業として、団体に対する補助事業を行うものです。

この要綱は令和8年3月31日までを期限としていましたが、現在も猫に関する苦情は多数寄せられており事業を継続する必要があるため、実施期間を延長するものです。

補助金額

（補助対象経費等）

第5条 町長は、団体が次条に規定する交付申請をした日の属する年度の4月1日以後に支出した次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 不妊手術に要する経費 1匹につき1万円
- (2) 去勢手術に要する経費 1匹につき5,000円
- (3) 不妊手術又は去勢手術のために獣医師が必要と認めた当該手術以外の措置に要する経費 1匹につき1,000円
- (4) 不妊手術又は去勢手術を行うための猫捕獲器の購入費 2万円（1団体につき1台とし、過去にこの補助金を受けて同類の機器を購入した場合を除く。）
- (5) 猫の譲渡を行うに当たっての検査及び治療に要する経費 1匹につき5,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる補助対象経費の合計額が20万円を超えるときの補助金の額は、20万円とする

補助割合

上記、補助金額のとおり。

実施期間

平成30年4月1日から令和12年3月31日まで

※当初実施期間は平成30年4月1日から令和4年3月31日まで

令和4年告示第49号により一部改正 令和8年3月31日まで延長

その他

様式

補助金等の創設に係る審査書

7 報告-5

| | |
|---|-----------------------|
| 補助金等名称 | 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん利子補給 |
| 担当部署 | 協働推進部 産業経済課 商工係 |
| 担当者名 | 村田昌也、猪俣良次 |
| 補助対象 【運転資金又は設備資金】 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金若しくは出資金の総額が1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については20人）以下で、東京都信用保証協会の保証の対象業種を営む者 ・町内に1年以上住所及び事業所（法人にあつては、主たる事務所）を有し、かつ、町内で同一事業を引き続き1年以上継続して営んでいること ・町民税及び固定資産税（以下「町税」という。）の納税義務者で、町税を申告し納期の経過した分の町税を完納していること ・連帯保証人を1人以上有し、及び東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金協会による保証を有すること 【開業資金】 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金若しくは出資金の総額が1億円以下の法人又は個人であって、常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする者については20人）以下で、東京都信用保証協会の保証の対象業種を営む者又は営む予定の者 ・資金の融資あっせんを申請する日を基準日として、町内で新規に事業を営もうとする者又は開業した日から1年に満たない者であること ・市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）の納税義務者で、市町村税を申告し、納期の経過した分の市町村税を完納していること ・連帯保証人を1人以上有し、及び東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金協会による保証を有すること ・法律、その他法令に基づく許可又は認可が必要な事業を開始しようとする者は、申請日まで当該許可又は認可を受けていること | |
| 規程等 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則、瑞穂町中小企業振興資金融資あっせんに関する規則実施要綱 | |
| 事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町の区域内の中小企業者であつせんの要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、事業に要する資金の融資あっせんを行うことにより、中小企業者の自主的な経済活動を促進するとともに、経済的地位の向上を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的としています。資金の貸付利率は、融資機関と協議の上、町長が定める（規則第13条）こととしており、利子補給については、資金の融資あっせんを受けた者に対し、当該貸付金に係る利子補給の年額に100分の1.5を乗じて得た額以内の額を利子補給するものとし、当該利子補給金は、融資期間に交付する（規則第16条第1項）ものとしています。 現在、資金の貸付利率は年1.6%、利子補給率は0.8%となっています。 | |

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

町では、企業経営に必要な資金の融資をあっせんし、利子補給をすることで、中小企業者の自主的な経済活動を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん制度を実施しています。

貸付利率及び利子補給率については、平成22年度から貸付利率年1.6%、利子補給率0.8%で運用してきました。貸付利率については、日本銀行が公表している短期プライムレート（銀行が信用力の高い優良企業向け1年未満の短期融資を行う際に適用する最優遇金利で、都市銀行が自主的に決定した金利のうち、最も多くの数の銀行が採用した金利）を参考指標としています。平成21年1月から変動がなかった最頻値（1.475%）が、令和6年9月（1.625%）、令和7年3月（1.875%）に引き上げられたことから、市場の経済状況を鑑み、令和8年4月1日受付分から貸付利率年1.8%、利子補給率0.9%に変更するものです。

なお、令和8年3月31日までに受け付けた申請は、令和8年4月1日以降も旧利率（貸付利率年1.6%、利子補給率0.8%）が適用されます。

補助金額及び補助割合

貸付金利年1.8%のうち町の利子補給率0.9%

実施期間

令和8年4月1日から

その他

貸付利率は、融資機関と協議の上町長が定めることとしていることから、実施に当たっては、取扱金融機関と協議の場を設け、説明したのちに決定する予定です。

様式

7 報告-6

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|--------------------------------------|---|
| 補助金等名称 | RSウイルスワクチン定期予防接種事業 |
| 担当部署 | 福祉部 子ども家庭センター課 母子保健係 |
| 担当者名 | 片野 宏 |
| 補助対象 | <p>接種・助成対象者</p> <p>予防接種を受ける日において町の区域内に住所を有し、かつ、妊娠28週から37週未満までの妊婦</p> |
| 規程等 | <p>予防接種法</p> <p>瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱（一部改正予定）</p> |
| 事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>国がRSウイルス感染症を予防接種法上のA類疾病に位置付け、令和8年4月1日から定期接種の対象とすることを決定したことを受け、町も予防接種法の規定に基づき、標記定期予防接種を実施します。</p> <p>妊婦にRSウイルスワクチンを接種することで、母体内で生成された抗体が胎盤を通じて胎児に移行します。これにより、出生後の乳幼児におけるRSウイルス感染による重症化を防ぐことを目的とします。</p> <p>※ RSウイルス感染症・・・軽度の上気道炎から細気管支炎、肺炎などの下気道炎といった多様な症状を呈する感染症です。</p> <p>※ A類疾病・・・費用は原則全額地方自治体が負担するもので、主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いたものです。本人（保護者）に予防接種を受ける努力義務があり、市町村長の接種の勧奨があるものです（麻しん、風しん、日本脳炎、ポリオ、ジフテリア、小児肺炎球菌感染症、水痘など）。</p> |
| ワクチンの種類・接種回数等 | 母子免疫ワクチン アブリスボ（ファイザー社） 妊娠毎に1回、0.5mlを筋肉内注射により接種 |
| 接種方法 | <p>(1) 町内の指定医療機関で接種</p> <p>(2) 町外の指定医療機関で接種</p> <p>(3) 償還払い（里帰り等定期予防接種費用助成事業）</p> <p>※被接種者が接種費用を一旦、医療機関へ全額支払い、後日町へ申請し、審査の上、町から助成金を交付</p> |
| 接種見込件数 | <p>(1) 町内の指定医療機関で接種 140人×0.1=14件</p> <p>(2) 町外の指定医療機関で接種 140人×0.2=28件</p> <p>(3) 償還払い 140人×0.7=98件</p> <p>合計 140件（140人×1回）</p> |
| 利用者負担額 | <p>原則無料（自己負担なし）</p> <p>※償還払いによる助成の場合は、町内の医療機関で接種した場合に係る費用（ワクチン代、接種委託料の合計額）を上限として助成</p> |

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

RSウイルスは年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初回感染時には、より重症化しやすいといわれており、特に生後6か月以内に感染した場合には、細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。

ここで薬事承認された母子免疫ワクチンを妊婦に接種することで、母体内で生成された抗体が胎盤を通じて胎児に移行します。これにより、出生後の乳幼児におけるRSウイルス感染による重症化を防ぐ効果があるとされています。

接種対象となる妊婦が、確実に接種できるよう町と契約を締結した指定医療機関での接種に加え、指定医療機関以外で接種を受けた被接種者に対しても償還払いで助成金を交付することで、経済的負担を軽減し、感染症のまん延防止及び乳幼児の健康の保持増進をはかるものです。

補助金額

- (1) 町内の指定医療機関で接種 接種に要した費用の全額
- (2) 町外の指定医療機関で接種 接種に要した費用の全額
- (3) 償還払い 接種に要した費用と接種した日が属する年度における指定医療機関との契約に基づく接種費用を比較して、いずれか少ない額

【参考：令和8年度の予算積算における当該予防接種1件当たりの費用（案）】
ワクチン代 26,290 円＋接種委託料 3,729 円＝30,019 円

財源割合

定期予防接種については、地方交付税措置とされているため、現時点では充当できる見込みの特定財源はありません。

実施期間

令和8年4月1日から

その他

(スケジュール)

- | | | |
|------|-------|---|
| 令和8年 | 1月20日 | 町医師会定例会で説明 |
| | 2月 | 行政評価委員会補助金等審査分科会で審査 |
| | 3月 | 令和8年第1回町議会定例会 一般会計予算議案上程 要綱改正（里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱） |
| | 4月 1日 | 事業開始 |

様式

7 報告-7

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|--|---------------------|
| 補助金等名称 | 瑞穂町高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業 |
| 担当部署 | 福祉部健康課健康係 |
| 担当者名 | 鈴木 隆太 |
| <p>高齢者用肺炎球菌予防接種に用いるワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（以下「PPSV23」という。） ※令和7年度まで定期接種で使用されるワクチン ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV20」という。） ※令和8年度から定期接種で使用されるワクチン ● 21価肺炎球菌結合型ワクチン（以下「PCV21」という。） ※令和7年8月に高齢者に対する使用が薬事承認されており、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においても、今後、高齢者に対する肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして議論される予定のワクチン <p>補助対象</p> <p>【定期接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①接種日時点で65歳の方 ②60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 <p>【任意接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①初回接種（助成）の場合 65歳以上の方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・定期接種対象者でない方 ・定期接種対象者であるが、任意接種としてPCV21の接種を希望する方 ②2回目の接種（助成）の場合 66歳以上の方で下記に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに初回接種としてPPSV23を接種し、かつ、<u>初回接種から1年以上経過した者</u>（初回接種としてPCV20又はPCV21を接種した者は対象外） | |
| <p>規程等</p> <p>現在の「瑞穂町高齢者用肺炎球菌予防接種実施要綱」を再編後の制度に合わせ一部改正予定</p> | |
| <p>事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）</p> <p>（1）目的（概要）</p> <p>高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種に係る被接種者の自己負担額を軽減することで、接種率向上を図り、もって肺炎球菌性肺炎による高齢者の重篤化及び死亡のリスクを低減させることを目的とします。</p> | |

(2) 接種に用いるワクチン

- ①定期接種：PCV20
- ②任意接種：PCV20又はPCV21

(3) 助成上限額【定期接種・任意接種ともに同額】

住民が受けた高齢者用肺炎球菌定期・任意予防接種にかかる費用の一部を以下の金額で、助成を行うものです。

1回 5,500円

公費負担率：47% (助成額：5,500円÷接種費用：11,720円÷47%)

(参考) 接種費用

PPSV23：ワクチン価格4,735円+接種費用3,200円＝7,935円
※第30回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会資料より抜粋

PCV20：ワクチン価格7,920円+接種費用3,800円＝11,720円
※令和8年1月16日付け感予発0116第1号厚生労働省・生活衛生局感染症対策部予防接種担当課長通知より

(4) 実施方法

①窓口負担軽減

町指定の医療機関で接種を受けた際の接種費用から、助成額を差し引いた額を自己負担として、窓口で支払う方法

接種費用：11,720円 — 助成金：5,500円
＝ 窓口で支払う額：6,220円 (自己負担額)

②償還払い【定期接種のみ】

接種費用を一旦、医療機関(町外のみ)へ支払い、後日町へ申請し、審査の上、町から助成金を交付する方法

※②の償還払いは、過日審査いただいた「瑞穂町B類疾病定期予防接種費用助成金の償還払事業」で対応

補助の必要性 (できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25～40%を占めており、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

高齢者用肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減させる効果があります。肺炎リスクの高い高齢者においては、肺炎予防効果と医療費抑制効果が示されています。

補助金額 (再掲)

1回 5,500円

公費負担率：47% (助成額：5,500円÷接種費用：11,720円÷47%)

補助割合

上記補助金額のとおり

※定期予防接種については、地方交付税措置とされているため、従来のとおり現時点で充当できる見込みの特定財源はありません。

実施期間

【定期接種・任意接種】

令和8年4月1日～

※任意接種の助成については、令和9年度をもって終了予定

その他

(今後のスケジュール)

| | |
|--------|----------------------------------|
| 令和8年2月 | 行政評価委員会補助金等審査分科会で報告 |
| 2月27日 | 令和8年第1回町議会定例会 一般会計予算案提出 |
| 3月中 | 町ホームページで制度変更内容について予告 要綱改正 |
| 4月 1日 | 制度変更 広報みずほ4月号、町ホームページで変更内容を周知 |

(現行制度・再編後制度比較)

別紙の「高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業 現行制度・再編後制度比較表」を参照ください。

【別紙】

高齢者用肺炎球菌予防接種助成事業 現行制度・再編後制度比較表

R8.2 行政評価委員会補助金等審査分科会資料

| | 現行の助成制度 | | 再編後の助成制度(案) | |
|-----------|--|---|--|--|
| | 定期接種 | 任意接種 | 定期接種 | 任意接種 |
| (1)対象者 | ア 接種日時時点で65歳の者 イ 60歳から65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者 | 【初回接種の場合】 65歳以上の定期接種対象外の者 ・主に定期接種の機会を逃した、定期接種対象者でない者 【2回目の接種の場合】 ・既に高齢者用肺炎球菌ワクチンを既に1回接種した後5年を経過し、かつ、70歳以上の者 | ア 接種日時時点で65歳の者 イ 60歳から65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者 | 【初回接種の場合】 65歳以上の者で次のいずれかに該当する者 ・主に定期接種の機会を逃した、定期接種対象者でない者 ・定期接種対象者であるが、任意接種としてPCV21の接種を希望する者 【2回目の接種の場合】 66歳以上の者で下記に該当する者 ・令和7年度までに初回接種でPPSV23を接種し、かつ、初回接種から1年以上経過した者(初回接種としてPCV20又はPCV21を接種した者は対象外) |
| (2)助成期間 | 規定なし | | 規定なし | 令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日 |
| (3)助成額 | 3,000円/回 ※公費負担率:38%(助成額:3,000円÷接種費用:7,935円) | | 5,500円/回 ※公費負担率:47%(助成額:5,500円÷接種費用:11,720円) | |
| (4)使用ワクチン | PPSV23 | PPSV23 ※ただし、要綱上では定めなし | PCV20 | PCV20 又は PCV21 |
| (5)助成回数 | 生涯2回まで | | 生涯1回まで | 生涯1回まで ※令和7年度までに初回接種をPPSV23で接種した者は2回目の助成が可能 |

様式

7 審査-8

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|--------|--|
| 補助金等名称 | 瑞穂町西多摩在宅安心サポート事業補助金 |
| 担当部署 | 福祉部健康課健康係 |
| 担当者名 | 鈴木 隆太 |
| 補助対象 | <p>一般社団法人西多摩医師会</p> <p>※西多摩医師会が主体となり実施する「西多摩在宅安心サポート事業」に対し、補助金を交付するものです。</p> |
| 規程等 | <p>西多摩地域8市町村で調整の上、「瑞穂町西多摩在宅安心サポート事業補助金交付要綱」を制定予定</p> |
| 事業概要 | <p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)</p> <p>西多摩医師会において、令和5年度から令和7年度まで東京都在宅医療推進強化事業を活用し、「西多摩在宅安心サポート事業」を実施しています。</p> <p>訪問看護利用者の主治医の約6割は往診専門医療機関の医師ではなく、夜間や休日に連絡がつきづらい状況となっています。「西多摩在宅安心サポート事業」は、このような夜間休日に訪問看護師が訪問先で、判断に迷う（主に救急搬送すべきかどうか）際に西多摩医師会の医師へ相談することができる事業です。</p> <p>当事業の実施により、不要不急な救急搬送を防ぐ効果があり、西多摩地域全体のかかりつけ医機能の強化につながるものと考えられます。</p> <p>令和7年度までは、「東京都在宅医療推進強化事業」として東京都から西多摩医師会への直接補助事業（補助率10/10）として実施されていましたが、令和8年度以降は、「東京都区市町村在宅療養推進事業」へ内容が変更となり、区市町村事業として実施されることとなります。</p> <p>西多摩在宅安心サポート事業補助金は、西多摩医師会が主となり実施している「西多摩在宅安心サポート事業」に対して、西多摩地域8市町村が補助を行うものです。</p> |

西多摩 在宅安心サポート事業

訪問看護師は、訪問先で判断に迷うことがあります。
相談できる医師が必要です。

相談、助言を行って頂ける医師を募集しています。
詳しくは西多摩医師会事務局へ

ご協力 宜しくお願い致します。

一 般 社 団 法 人
西 多 摩 医 師 会

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

西多摩地域は医師少数地域であり、また、今後医師の減少、在宅療養者が増加することが予想されます。このことから、西多摩地域の在宅医療を含む地域医療提供体制は、今後厳しい状況になることが予想されます。

西多摩医師会が主体となり実施している「西多摩在宅安心サポート事業」の事業継続のために、西多摩地域8市町村で補助を実施することにより、不要不急な救急搬送の減少、また、西多摩地域の在宅医療を含む地域医療提供体制の強化につながることが期待できます。

補助金額

瑞穂町分：726,000円

(内訳)

均等割(10%)：125,000円、人口割(70%)：601,000円 事業所割(20%)：0円

(参考)

東京都区市町村在宅療養推進事業の補助上限額である10,000,000円を、均等割(10%)：1,000,000円、人口割(70%)：7,000,000円、事業所割(20%)：2,000,000円として、西多摩地域8市町村で按分する。

8市町村負担額

(円)

| 自治体名 | 負担額計 | 内訳 | | |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 均等割(10%) | 人口割(70%) | 事業所割(20%) |
| 青梅市 | 3,401,000 | 125,000 | 2,420,000 | 856,000 |
| 福生市 | 1,478,000 | 125,000 | 1,067,000 | 286,000 |
| 羽村市 | 1,426,000 | 125,000 | 1,015,000 | 286,000 |
| あきる野市 | 1,891,000 | 125,000 | 1,480,000 | 286,000 |
| 瑞穂町 | 726,000 | 125,000 | 601,000 | 0 |
| 日の出町 | 709,000 | 125,000 | 298,000 | 286,000 |
| 檜原村 | 161,000 | 125,000 | 36,000 | 0 |
| 奥多摩町 | 208,000 | 125,000 | 83,000 | 0 |
| 合計 | 10,000,000 | 1,000,000 | 7,000,000 | 2,000,000 |

補助割合

10/10（令和8年度～令和10年度の3年間）

【財源】

東京都区市町村在宅療養推進事業（予定）

令和8年度～令和10年度の3年間 補助率10/10

令和11年度以降 補助率1/2

実施期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

※令和12年度以降の補助事業の継続の可否については、事業効果を検証し、西多摩医師会と西多摩地域8市町村で改めて協議を行うこととしています。

その他（今後のスケジュール）

令和8年2月 行政評価委員会補助金等審査分科会で報告

2月27日 令和8年第1回町議会定例会 一般会計予算案提出

3月中 西多摩地域8市町村で調整の上、要綱制定

様式

7 報告-9

補助金等の創設に係る審査書

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 補助金等名称 | 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金 | | |
| 担当部署 | 都市整備部 都市計画課 計画・住宅係 | | |
| 担当者名 | 古川 隆弘 | | |
| 補助対象 | <p>次の要件すべてを満たすもの</p> <p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に着工された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物</p> | | |
| 規程等 | 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱 | | |
| 事業概要 | <p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)</p> <p>特定緊急輸送道路に指定された道路(国道16号、新青梅街道、都道166号、青梅街道の一部)に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するものです。</p> <p>なお、耐震診断に対する補助は、平成28年度末で終了しています。</p> | | |
| 補助の必要性 | <p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)</p> <p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに首都機能を確保する必要があります。</p> | | |
| 補助金額(補助対象金額) | <p>耐震改修 実際に耐震改修工事に要する費用又は補助対象基準額(床面積×補助基準単価)のうちどちらか低い額</p> <p>限度額 57,000円/㎡以内(570,000,000円/棟以内)、(マンションにあっては、51,700円/㎡以内(517,000,000円/棟以内))。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は93,300円/㎡以内(933,000,000円/棟以内)、(マンションにあっては、86,400円/㎡以内(864,000,000円/棟以内))。</p> <p>なお、住宅(マンションを除く。)にあっては、39,900円/㎡以内(399,000,000円/棟以内)。</p> | | |
| 補助割合 | <p>耐震改修 5,000㎡以下 11/30 [国1/5・都1/6]</p> <p>5,000㎡超 11/60 [国1/10・都1/12]</p> | | |
| 実施期間 | 耐震改修 令和12年度まで | | |
| その他 | | | |

様式

7 報告-9

補助金等の創設に係る審査書

| | |
|--|--|
| 補助金等名称 | 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金 |
| 担当部署 | 都市整備部 都市計画課 計画・住宅係 |
| 担当者名 | 古川 隆弘 |
| 補助対象 | <p>次の要件すべてを満たすもの</p> <p>①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物</p> <p>②昭和56年5月以前に着工された建築物</p> <p>③道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物</p> |
| 規程等 | 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱 |
| 事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するものです。</p> <p>なお、耐震診断に対する補助は、平成28年度末で終了しています。</p> |
| 補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに首都機能を確保する必要があります。</p> |
| 補助金額（補助対象金額） | <p>補強設計 実際に補強設計に要する費用又は補助対象基準額（床面積×補助基準単価）のうちどちらか低い額</p> <p>補助基準単価（1㎡当たりの上限額）</p> <p>床面積1,000㎡以内の部分・・・5,000円/㎡</p> <p>床面積1,000㎡を超え</p> <p>2,000㎡以内の部分・・・3,500円/㎡</p> <p>床面積2,000㎡を超える部分・・・2,000円/㎡</p> |
| 補助割合 | 補強設計 5/12 [国1/4・都1/6] |
| 実施期間 | 補強設計 令和12年度まで |
| その他 | |

様式

7 報告-10

補助金等の創設に係る審査書

| | | | |
|--|----------------------------|-------------------|-----------|
| 補助金等名称 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業 | | |
| 担当部署 | 企画部 企画政策課 企画推進係 | | |
| 担当者名 | 福島 聡 | | |
| 事業概要 | | | |
| <p>令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充する旨が盛り込まれました。</p> <p>また、今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援が措置されることになり、これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、市区町村が対応する必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」が設けられることとなりました。</p> <p>○国の補正予算 令和7年12月16日成立</p> <p>「推奨事業メニュー分」：2兆円</p> <p>うち「食料品の物価高騰に対する特別加算」：4,000億円</p> | | | |
| 交付限度額 | | | |
| | 町交付限度額 | 国補正予算 | |
| 推奨事業メニュー分 | 2億1,963万4千円 | 2兆円 | |
| うち食料品の物価高騰に対する特別加算 | 8,927万8千円 | 4,000億円 | |
| 活用事業 | | | |
| ① | 公立学校給食費負担軽減事業補助金 | 令和6年度補正推奨事業メニュー分 | |
| ② | 瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業 | 令和7年度予備費推奨事業メニュー分 | |
| ○令和7年度補正推奨事業メニュー分 | | | |
| | 事業名 | 事業費 | 充当額 |
| ③ | 食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業 | 190,347千円 | 168,658千円 |
| ④ | 中小企業者等物価高騰臨時対策事業 | 41,758千円 | 39,600千円 |
| ⑤ | 農業者物価高騰臨時対策事業 | 2,405千円 | 2,400千円 |
| ⑥ | 障害者施設等物価高騰緊急対策事業 | 346千円 | 346千円 |
| ⑦ | 保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業 | 3,931千円 | 1,958千円 |
| ⑧ | 地域密着型介護サービス事業所物価高騰緊急対策事業 | 1,176千円 | 1,176千円 |
| ⑨ | 福生病院企業団物価高騰緊急支援金 | 2,016千円 | 2,016千円 |
| その他 | | | |
| ・1月29日開催の臨時会に補正予算案を上程しました。 | | | |

令和6年度補正推奨事業メニュー分

| | | | | | |
|--------|-------------------------------------|------|--------|---------|-------|
| 補助金等名称 | ① 公立学校給食費負担軽減事業補助金 | | | | |
| 担当部署 | 教育部 学校教育課 | | | | |
| 担当者名 | 大澤 達哉 | | | | |
| 補助対象 | 羽村・瑞穂地区学校給食組合（町立小中学校に就学する児童・生徒の保護者） | | | | |
| 補助金額 | 【現行】 | | | | |
| | 区分 | 基準日数 | 月額 | 年額 | 日割算定額 |
| 小学校 | 1、2年生 | 185日 | 4,540円 | 49,940円 | 270円 |
| | 3、4年生 | | 4,710円 | 51,810円 | 280円 |
| | 5、6年生 | | 4,880円 | 53,680円 | 290円 |
| 中学校 | 全学年 | 180日 | 5,570円 | 61,270円 | 340円 |
| | 【改正後】 | | | | |
| | 区分 | 基準日数 | 月額 | 年額 | 日割算定額 |
| 小学校 | 1、2年生 | 185日 | 5,315円 | 58,465円 | 316円 |
| | 3、4年生 | | 5,550円 | 61,050円 | 330円 |
| | 5、6年生 | | 5,720円 | 62,920円 | 340円 |
| 中学校 | 全学年 | 180日 | 6,550円 | 72,050円 | 400円 |
| 実施期間 | 令和6年度から実施中で、令和8年4月1日から上記単価に改正する。 | | | | |

令和7年度予備費推奨事業メニュー分

| | | | | | |
|--------|----------------------------------|------|--------|---------|-------|
| 補助金等名称 | ② 瑞穂町小・中学校給食費等保護者負担軽減給付金支給事業 | | | | |
| 担当部署 | 教育部 学校教育課 | | | | |
| 担当者名 | 大澤 達哉 | | | | |
| 補助対象 | 町立小・中学校以外の小・中学校等に就学する児童・生徒の保護者 | | | | |
| 補助金額 | 【現行】 | | | | |
| | 区分 | 基準日数 | 月額 | 年額 | 日割算定額 |
| 小学校 | 1、2年生 | 185日 | 4,540円 | 49,940円 | 270円 |
| | 3、4年生 | | 4,710円 | 51,810円 | 280円 |
| | 5、6年生 | | 4,880円 | 53,680円 | 290円 |
| 中学校 | 全学年 | 180日 | 5,570円 | 61,270円 | 340円 |
| | 【改正後】 | | | | |
| | 区分 | 基準日数 | 月額 | 年額 | 日割算定額 |
| 小学校 | 1、2年生 | 185日 | 5,315円 | 58,465円 | 316円 |
| | 3、4年生 | | 5,550円 | 61,050円 | 330円 |
| | 5、6年生 | | 5,720円 | 62,920円 | 340円 |
| 中学校 | 全学年 | 180日 | 6,550円 | 72,050円 | 400円 |
| 実施期間 | 令和6年度から実施中で、令和8年4月1日から上記単価に改正する。 | | | | |

| | |
|--------|---|
| 補助金等名称 | ③ 食料品等物価高騰対策家計応援金給付事業 |
| 担当部署 | 福祉部 福祉課 |
| 担当者名 | 青木 広幸 |
| 目的 | 食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全住民を対象に家計応援金を給付するものです。 |
| 事業概要 | <p>(1) 給付対象：基準日（令和8年2月1日）時点で瑞穂町に住民登録があるもの。</p> <p>(2) 対象人数及び世帯：約32,100人、約16,000世帯</p> <p>(3) 給付方法：申請方式で実施 住民登録上の世帯主の口座に、世帯分をまとめて振り込み。 振込口座は、現在のところ、申請書に記載し返送するか、オンラインでの申請を想定しています。</p> <p>(4) その他：委託事業者の用意する進捗管理ツール及び電子申請ツールを活用し、住民が紙申請またはオンライン申請を選択できるようにします。また、電話対応や直接来庁した住民に対しては、委託事業者が庁舎内会議室に人員を配置し対応します。申請データの入力業務は庁舎外にて実施することを想定していますが、担当職員が進捗状況を確認できる体制を確保します。</p> |
| 補助金額 | 現金給付 1人あたり 5,000円 |
| 実施期間 | 令和8年4月末から7月末まで |

| | |
|------------|---|
| 補助金等名称 | ④ 中小企業者等物価高騰臨時対策事業 |
| 担当部署 | 協働推進部 産業経済課 商工係 |
| 担当者名 | 村田昌也、猪俣良次 |
| 目的 | 電力及びガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている町内の中小企業者等に対して、光熱費等の購入に係る経費を補助 |
| 事業概要 | <p>(1) 補助対象者 申請時点で1年以上継続して事業を営み収入を得ており、主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が町の区域内にあり、今後も事業を継続する意思のある者</p> <p>(2) 補助対象経費 光熱費（電気、ガス等）、燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油等）</p> |
| 補助金額及び補助割合 | 直近の決算額1年分の燃料費及び光熱費の20%（千円未満切り捨て）上限額は6万円 |
| 実施期間 | 令和8年4月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで |

| | |
|------------|--|
| 補助金等名称 | ⑤ 農業者物価高騰緊急対策事業 |
| 担当部署 | 協働推進部 産業経済課 農政係 |
| 担当者名 | 田中 悠也 |
| 目的 | 燃料価格の高止まりに直面する農業者の負担軽減を図るため、動力光熱費に係る経費を補助することで、農業経営の安定化を図り、もって消費者に安全な農畜産物を供給することを目的とします。 |
| 事業概要 | (1) 補助対象者 申請時点で1年以上継続して事業を営んでおり、町の区域内に住所を有する農産物販売金額50万円以上の販売農家で、今後も営農を継続する意思のある方 (2) 補助対象経費 動力光熱費（ガソリン、軽油、重油、電気等） |
| 補助金額及び補助割合 | 直近の確定申告時に申告した動力光熱費の20%（千円未満切り捨て）上限額6万円 |
| 実施期間 | 令和8年4月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで |

| | |
|--------|--|
| 補助金等名称 | ⑥ 障害者施設等物価高騰臨時対策事業 |
| 担当部署 | 福祉部 福祉課 障がい者支援係 |
| 担当者名 | 吉岡 知希 |
| 目的 | 物価高騰の影響額を利用者に転嫁できない障害福祉サービス事業所等を支援するため。 |
| 事業概要 | (1) 補助対象者 東京都の補助事業の対象とならない町立の障害福祉サービス事業所等5事業所（6事業） (2) 補助対象経費 障害福祉サービス事業所等の1月～3月の光熱費・燃料費の物価高騰相当分（基準額と実経費の安い方の額） |
| 補助金額 | 未定 |
| 実施期間 | 令和8年1月から令和8年6月まで |

| | |
|--------|--|
| 補助金等名称 | ⑦ 保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業 |
| 担当部署 | 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 |
| 担当者名 | 池田 隼士 |
| 目的 | 物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費及び食材費）軽減をするもの。 |
| 事業概要 | <p>(1) 補助対象者 町内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園</p> <p>(2) 補助対象経費 物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費等）軽減をするもの。</p> |
| 補助金額 | <p>Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園 児童一人当たり月額1,215円</p> <p>Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業 児童一人当たり日額 49円</p> |
| 実施期間 | 令和8年1月から令和8年6月まで |

| | |
|--------|---|
| 補助金等名称 | ⑧ 地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業 |
| 担当部署 | 福祉部 高齢者福祉課 介護支援係 |
| 担当者名 | 鳥海 和正 |
| 目的 | 物価高騰等の影響に直面する地域密着型の介護サービスを提供する事業所等を支援することを目的とした緊急対策事業。東京都の事業の対象外である町内の事業所等に対し、町独自で補助事業を実施。 |
| 事業概要 | <p>(1) 補助対象者 ・地域密着型通所介護サービス事業所 ・認知症対応型グループホーム</p> <p>(2) 補助対象経費 ・地域密着型通所介護サービス（デイサービス）において利用者を送迎する際に要した燃料費 ・地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所している瑞穂町に住所を有する方の食費及び光熱費等</p> |
| 補助金額 | 未定 |
| 実施期間 | 令和8年1月から令和8年6月まで |

| | |
|--------|---|
| 補助金等名称 | ⑨ 福生病院企業団物価高騰緊急支援金 |
| 担当部署 | 福祉部 健康課 健康係 |
| 担当者名 | 鈴木 隆太 |
| 目的 | 福生病院に対しエネルギー価格の高騰分などを支援し、地域医療の維持を図る。 |
| 事業概要 | <p>(1) 補助対象者 福生病院企業団</p> <p>(2) 補助対象経費 燃料費、電気料金、ガス料金</p> |
| 補助金額 | <p>基準単価 111 千円×病床数 316 床×補助割合 1/4＝支援額 8,769 千円 支援額 8,769 千円×23.0%（瑞穂町負担割合）＝2,016 千円</p> <p>※1 基準単価は、「医療・介護等支援パッケージにおける医療分野」における「賃上げ・物価上昇に対する支援」の内、基礎的支援の物価分に係る支援額の単価とする。</p> <p>※2 補助率は、福祉分野における国 1/2、都 1/4、市町村 1/4 を参考とし、1/4 とする。</p> <p>※3 負担割合は、令和 7 年度福生病院企業団運営負担金の負担割合（福生市：43.5%、羽村市 33.5%、瑞穂町 23.0%）とする。</p> |
| 実施期間 | 令和 8 年 2 月中旬から |